

総務省承認 No. 25780
承認期限 平成17年3月31日まで



厚生労働省

平成16年高年齢者就業実態調査 事業所票

この調査票に記入された事項については、秘密を守り、他に漏らすことはもちろん統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

事業所の名称・所在地			
	*都道府県番号	*事業所一連番号	*産業分類番号
	1	2	3

記入者氏名	
電話番号	() - 内線 ()
主な事業の内容	

※ 上記に誤りがあれば訂正してください。

(記入上の注意)

- 特にことわりのない限り、**平成16年10月1日現在**の状況について記入してください。
なお、高年齢者を雇用していなくても調査対象となります。
- 調査票裏面の記入要領を参照して記入してください。
- 調査票の記入は青か黒のペン又はボールペンで記入してください。
- 特にことわりのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。
- 回答欄が **1 2 3** のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 回答欄が空欄のものは該当数字を算用数字で右詰に記入してください。
- 不明な点がありましたら、厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課にお問い合わせください。
電話 (03) 5253-1111 内線 7625 雇用構造第一係
- 記入が終わりました調査票は、同封の返信用封筒を使用し、平成16年10月20日までに、ご返送ください。

◎貴事業所についてお答えください。

事業所の 常用労働者数(注)	計	人	男	人	女	人

事業所の形態	事務所・営業所	工場・作業所	店 舗	研究所	その他
	1	2	3	4	5

企業全体の常用労働者数 (本社・支社・営業所・ 工場等合わせた数)	5,000人以上	1,000～4,999人	300～999人	100～299人	30～99人	5～29人
	1	2	3	4	5	6

(注) 常用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。労働者派遣事業を行う業者から派遣された派遣労働者は含まれません。

- 期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用している者
- 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用している者であって、調査日前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇用した者
なお、取締役、理事等の役員であって、常時勤務し、一般労働者と同じ給与規則又は基準で、毎月給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務し、給与の支払いを受けている者を含みます。

〔記 入 要 領〕

1 ページ

- 1 **事業所の名称、所在地**はシールを貼付してありますので、誤りがある場合は訂正してください。
- 2 **主な事業の内容**は、貴事業所の事業を具体的に記入してください。
複数の事業を行っている場合は、総売上高の最も多いものを、総売上高が同じ場合または総売上高で記入が困難な場合には、従事する労働者数の最も多いものを一つだけ記入してください。
- 3 **事業所の常用労働者数**
事業所の範囲は、同一場所にある工場や店舗などを単位とし、他の場所にある支店や工場は含めません。ただし、店舗が二つのビルに分かれて営業している場合等で、人事・労務管理部門は一つである場合は、一つの事業所とします。
- 4 **事業所の形態**は、同一場所に工場と営業所など（本部、支部、売店等）がある場合には、主たる機能またはその総売上高の最も多いものを、総売上高が同じ場合、または総売上高で記入が困難な場合には従事する労働者の最も多い部門を選択してください。

見本

2 ページ

常用労働者の年齢については次の「年齢早見表」を参考にして満年齢で記入してください。

〔 生年月日と満年齢との早見表（平成16年10月1日現在） 〕

生 年 月 日	満 年 齢
昭和8年10月2日～昭和9年10月1日	70歳
昭和9年10月2日～昭和10年10月1日	69歳
昭和10年10月2日～昭和11年10月1日	68歳
昭和11年10月2日～昭和12年10月1日	67歳
昭和12年10月2日～昭和13年10月1日	66歳
昭和13年10月2日～昭和14年10月1日	65歳
昭和14年10月2日～昭和15年10月1日	64歳
昭和15年10月2日～昭和16年10月1日	63歳
昭和16年10月2日～昭和17年10月1日	62歳
昭和17年10月2日～昭和18年10月1日	61歳
昭和18年10月2日～昭和19年10月1日	60歳
昭和19年10月2日～昭和20年10月1日	59歳
昭和20年10月2日～昭和21年10月1日	58歳
昭和21年10月2日～昭和22年10月1日	57歳
昭和22年10月2日～昭和23年10月1日	56歳
昭和23年10月2日～昭和24年10月1日	55歳

問 1 平成 16 年 10 月 1 日現在就業している **55 歳以上の常用労働者数**について、人数を下表に記入してください。ただし、該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。

(1) 性別

区 分	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上
男				
女				

(2) 勤務形態別

区 分	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上
普通勤務 (注)				
短時間勤務 (注)				

(注) 普通勤務とは、貴事業所の通常の勤務で、次の「短時間勤務」以外の勤務をいいます。
短時間勤務とは、一般の労働者と比べて 1 日の所定労働時間が短いか、1 週の所定労働日数が少ない勤務をいいます。

(3) 雇用契約期間別

区 分	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上
雇用契約期間を定めずに雇用				
3 年を超え 5 年以内の雇用契約期間を定めて雇用				
1 年を超え 3 年以内の雇用契約期間を定めて雇用				
1 年以内の雇用契約期間を定めて雇用				

問 2 貴事業所では定年制がありますか。該当する番号を 1 つ選び○で囲んでください。また、一律に定年を定めている場合は、その年齢を記入してください。

定年制あり	一律に定めている	1	→ 歳
	職種別に定めている	2	
	その他	3	
定年制なし		4	→ 4 ページの間 7 へ

〔定年制を定めている事業所にお伺いします。〕

- 問 3 貴事業所では、過去 1 年間（平成15年10月1日～平成16年9月30日）に、55歳以上で退職した常勤労働者がいましたか。退職した労働者がいた場合、年齢階級別の人数を記入してください。
ただし、該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。

い た	いない
1	2

(注) 勤務延長者または再雇用者として、貴事業所に引き続き雇用されている者については、定年年齢の時点では退職者に含めないが、勤務延長後または再雇用後退職した場合は退職者に含める。

問 4 へ

< 55歳以上で退職した労働者数 >

区 分	55～59歳	60～64歳	65歳以上
① 定年前に退職した者			
①のうち、 移籍出向者(注1)			
①のうち、 事業主都合による退職者(注2)			
①のうち、 再就職をあつせんした者(注3)			
② 定年退職した者 (勤務延長者や再雇用された者を除く。)			
②のうち、 再就職をあつせんした者			
③ ①、②以外の者(注4)			

(注1) 雇用関係を終了させて、出向契約に基づいて出向先に雇用される者（転籍出向者ともいう。）

(注2) 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他の事業主の都合

(注3) 再就職をあつせんした者には、移籍出向者を含めない。

(注4) 勤務延長後または再雇用後の退職者、雇用契約期間を定めて雇用している者など

- 問 4 貴事業所では勤務延長制度又は再雇用制度がありますか。制度ごとに、該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

区 分	(注) 勤務延長制度	(注) 再雇用制度
あ る	1	1
な い	2	2

(注) 勤務延長制度とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいいます。
再雇用制度とは、定年年齢に到達した者を一旦退職させた後、再び雇用する制度をいいます。

両方とも「2」に○の場合は、4 ページの間 8 へ

- 問 5 過去 1 年間（平成15年10月1日～平成16年9月30日）に定年到達者を勤務延長制度または再雇用制度で雇用した人数を記入してください。
ただし、該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。

区 分	60～64歳	65歳以上
定年に到達した者		
うち、 勤 務 延 長 者		
うち、 再 雇 用 者		

- 問 6 勤務延長制度又は再雇用制度が適用されるのはどのような人ですか。
該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

原則として希望者全員	1
会社が定めた選定基準に適合する者全員	2
会社が特に必要と認めた者に限る	3

「会社が定めた選定基準」は、何によって定められていますか。該当する番号を1つ選び○で囲んでください。

労使協定、労働協約	1
就業規則	2
その他	3

〔定年制を定めていない事業所にお伺いします。〕

- 問 7 貴事業所では、過去 1 年間（平成15年10月1日～平成16年9月30日）に、55歳以上で退職した常用労働者がいましたか。退職した労働者がいた場合、年齢階級別の人数を記入してください。
ただし、該当する労働者がいない場合はその欄に必ず「0」を記入してください。

い た	いない
1	2

72

問 8 へ

＜55歳以上で退職した労働者数＞

区 分		55～59歳	60～64歳	65歳以上
73	① 移籍出向者(注1)			75
76	② 事業主都合による退職者(注2)			78
79	②のうち、 再就職をあっせんした者(注3)			81
82	③ ①、②以外の者(注4)			84

(注1) 雇用関係を終了させて、出向契約に基づいて出向先に雇用される者（転籍出向者ともいう。）

(注2) 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他の事業主の都合

(注3) 再就職をあっせんした者には、移籍出向者を含まない。

(注4) 自己都合、雇用契約期間満了など

〔ここからは全事業所にお伺いします。〕

- 問 8 貴事業所では、今後 2 年くらいの間に、中途採用、定年延長、再雇用、勤務延長により 60 歳以上労働者の雇用を従来より増やす予定がありますか。該当する番号を 1 つ選び○で囲んでください。

増やす予定がある	1
増やさない予定である	2
未定である	3

85

- ① 貴事業所で 60 歳以上労働者の雇用を増やそうと考えているのはなぜですか。該当するものを 2 つまで選び、その番号を○で囲んでください。

高齢労働者に適した仕事又は年齢に関係ない仕事があるから	1
高齢労働者の経験・能力を活用したいから	2
高齢労働者は定着率が良いから	3
高齢労働者を雇用することは時代の社会的要請であるから	4
自社内で高齢化が進んでいるから	5
若年・中年層の採用が難しいから	6
人件費が低くおさえられるから	7
国や自治体の援助制度が活用できるから	8
その他 ()	9

86

- ② 貴事業所で 60 歳以上労働者の雇用を増やさないと考えているのはなぜですか。該当するものを 2 つまで選び、その番号を○で囲んでください。

高齢労働者に適した仕事がないから	1
高齢労働者は体力・健康の面で無理がきかないから	2
高齢労働者は過去の経歴にこだわるから	3
高齢労働者は定着率が悪いから	4
人件費が割高であるから	5
若年・中年層の雇用が優先されるから	6
高齢労働者に限らず、採用の予定はないから	7
その他 ()	8

87

- 問 9 貴事業所では、過去 1 年間（平成15年10月1日～平成16年9月30日まで）に中途採用の募集を行いましたか。

行った	1
行わなかった	2

88

- 募集を行った場合、60 歳以上の労働者も募集の対象としましたか。

60 歳以上も対象とした	1
60 歳以上は対象としなかった	2

89

〔記 入 要 領〕

4 ページ

見本

問 9 1 年間に複数回募集した事業所においては、1 回でも 6 0 歳以上の労働者を対象とした募集を行った場合は、
「6 0 歳以上も対象とした（1）」と教えてください。

問10 貴事業所では60歳以上の労働者の雇用のために、現在、特別な措置をとっていますか。また、将来、特別な措置をとる予定がありますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

区 分		現在の状況	将来の予定
（とる措置を予定がっている）	仕事量の調整	01	01
	職務の再設計、職務の開発	02	02
	適職への配置、仕事の分担の調整	03	03
	労働時間の短縮、勤務時間の弾力化	04	04
	作業方法の改善、作業施設・作業設備の整備	05	05
	安全衛生・健康管理面での配慮	06	06
	教育訓練の実施	07	07
	在宅勤務、サテライトオフィス勤務の導入	08	08
	上記以外の措置	09	09
特別の措置をとっていない（とる予定がない）		10	10

90

91

問11 在職老齢年金（注）受給者について

(1) 貴事業所には在職老齢年金を受給している労働者がいますか。

いる	1
いない	2

92

→ (2) 在職老齢年金受給者の

60～64歳		人
65～69歳		人

93

人数を記入してください。94

問12 援助制度について

(1) 貴事業所では厚生労働省および独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行っている高年齢者雇用のための次の援助制度をご存じですか。援助制度ごとに該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。

援 助 制 度	知っている					知らない
	活用 している	活用していない				
		主な理由				
		メリット が少ない	要件を満 たさない	手続きが 面倒である	その他	
継続雇用制度奨励金	1	2	3	4	5	6
多数継続雇用助成金	1	2	3	4	5	6
労働移動支援助成金	1	2	3	4	5	6
特定求職者雇用開発助成金	1	2	3	4	5	6
中高年齢者トライアル雇用事業	1	2	3	4	5	6

95

96

97

98

99

(2) 貴事業所では独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行っている高年齢者雇用のための次の援助制度をご存じですか。援助制度ごとに該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。

援 助 制 度	知っている		知らない
	活用 している	活用して いない	
高年齢者雇用アドバイザー	1	2	3
再就職支援コンサルタント	1	2	3

100

101

問13 貴事業所で60歳以上の雇用を拡大するためには、どのような公的援助が必要ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

必 要 と す る 公 的 援 助						いずれも 必要ない	わからない
人材の紹介	雇用に関する ノウハウの提供	賃金に対する 助成	能力開発費用 に対する助成	教育訓練機会 の提供	その他の援助		
1	2	3	4	5	6	7	8

102

ご協力ありがとうございました。

ご記入後は、同封の返信用封筒に入れて10月20日までに郵送してください。

〔記 入 要 領〕

5 ページ

問11 「在職老齢年金」とは、在職中の60～69歳の者（被保険者）に対して一部を減額（支給停止）して支給される「老齢厚生年金」のことをいいます。



問12 援助制度について

継続雇用制度奨励金

61歳以上の年齢への定年延長等を実施した事業主又は希望者全員を65歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度（再雇用、在籍出向等）を設けた事業主に対し、制度の内容、会社の規模及び継続雇用期間に応じて助成するもので、継続雇用の導入及び定着の促進を目的としています。

多数継続雇用助成金

継続雇用制度奨励金を受給し、60歳以上65歳未満の高年齢者の雇用の割合が15%を超えている事業主に対し、雇用者数に応じて助成するもので、高年齢者の多数雇用の促進を目的としています。

労働移動支援助成金

離職を余儀なくされる労働者に対して、一定の労働移動支援措置を講じた事業主等に対し助成金を支給し、事業主等による計画的な労働移動支援の促進を目的とするもので、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、労働移動支援体制整備奨励金及び定着講習支援給付金の4つの制度があります。

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会増大を図ることを目的としています。

中高年齢者トライアル雇用事業

世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用確保を推進するために、中高年齢者を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、中高年試行雇用奨励金を支給しています。

高年齢者雇用アドバイザー

継続雇用制度の導入や雇用管理等に関し、企業等に専門的な立場から具体的な相談・助言等を行うために認定された者をいいます。

再就職支援コンサルタント

事業主が行う高年齢者等に対する再就職援助措置に関して相談・援助を行う者をいいます。